

## 令和4年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

### 文化審議会国語分科会における審議内容について 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」

# Japanese Language Education

令和4年12月26日(月)  
文化庁国語課 日本語教育調査官  
増田 麻美子



- 外国人材の受入が全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

## 1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

## 2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



## 3. 基本的な考え方(提言)

### (1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の人材の確保・配置を進めること。
- オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

### (2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の専門家と連携を図ること。



### (3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など多様な背景を持つ者に配慮すること。

### (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

### (5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として日本語で意思疎通を図り生活できることを目標とする。
- レベル: A1、A2からB1までを対象とすること。
- 学習時間: 目安として350~520時間程度とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

### (6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置、専門性を有する日本語教師を一定数配置すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

### (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

### (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

## 背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。このような状況を踏まえ、本報告は、
  - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
  - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
  - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



## ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

## 背景・目的

- 「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、**基本的な方針を定めることが努力義務**とされた。
- 国が策定した方針を踏まえ、都道府県・政令指定都市が策定し、これを踏まえ、他の市区町村が策定することが想定される。推進法の理念に則り、**地域日本語教育を社会全体で捉えていくことが重要。早急に地域の実情に応じた基本方針及び計画が策定されることが望まれる。**

## 日本語教育に関する基本的な方針や計画を作成する際の**観点**

- 域内の外国人住民の状況・日本語教育の現状・課題等(※)
- 日本語教育の推進の基本的な方向
- 日本語教育の推進の内容に関する事項
  - ・・・目的、地方公共団体の責務、事業主の責務、役割分担等
  - ・・・対象及び施策内容(外国人等である幼児・児童・生徒等、就労者等、地域における日本語教育等)、住民の理解と関心の増進、日本語教育に携わる人材の育成、情報提供及び地域のニーズ、外国人の個々のニーズ把握等
- 推進体制、連携(※)
- 基本的な方針・計画の見直し(※)

※類似の方針・計画に盛り込む場合には、重複を考慮し省略することができる。

## 地域ごとの実情に応じて、次のような**柔軟な対応**が可能

- 「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な**関連する計画と一体的に整備**する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- 都道府県と市区町村、あるいは**複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定**する。
- **都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施**する。
- 既に**類似の方針**を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、**当該方針をもって代えることができる**。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

※現在48自治体、約73%が策定済または作成予定

# 「日本語教育の参照枠」の概要

## 「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）\*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

### \*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

## 「日本語教育の参照枠」

## 全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

## 5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと  
（やりとり）

話すこと  
（発表）

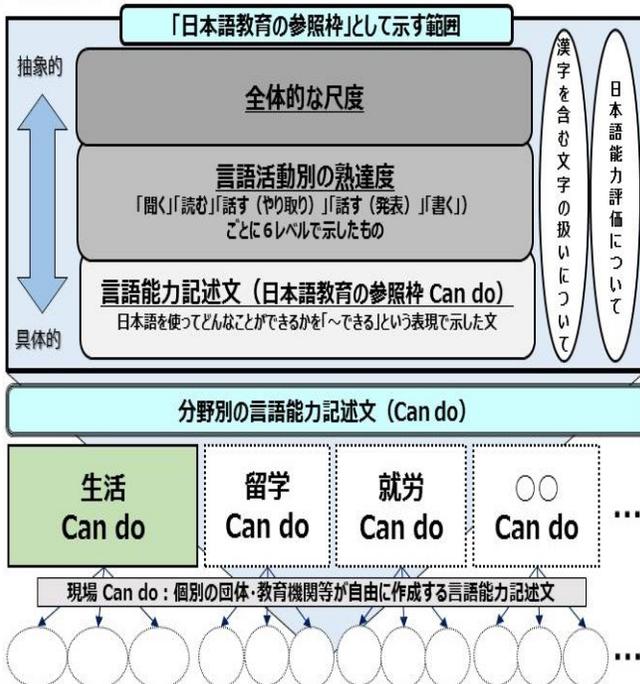
書くこと

## 期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育**を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価**が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる**。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

### 1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



### 2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

- C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
- C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

- B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
- B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

- A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
- A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

\*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

# 日本語教育参照枠（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針**（令和2年6月23日 閣議決定）  
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある（p.9）」

## 全体的な尺度（抜粋）

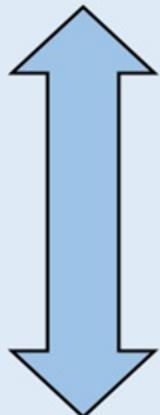
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

# 「日本語教育の参照枠」の構成

## 「日本語教育の参照枠」として示す範囲

抽象的



具体的

### 全体的な尺度

日本語能力の熟達度について全体的な尺度を6レベルで示したもの

### 言語活動別の熟達度

日本語能力の熟達度を5つの言語活動（「聞く」「読む」「話す（やり取り）」「話す（発表）」「書く」）ごとに6レベルで示したもの

### 言語能力記述文（日本語教育の参照枠 Can do）

日本語を使ってどんなことができるかを「～できる」という表現で示した文  
活動Can do、方略Can do、テキストCan do、能力Can do

漢字を含む文字の扱いについて

日本語能力評価について

## 分野別の言語能力記述文（Can do）

生活  
Can do

留学  
Can do

就労  
Can do

○○  
Can do

...

Can do : 個別の団体・教育機関等が自由に作成する言語能力記述文

(3) 「生活Can do」

(1) 「日本語教育の参照枠」  
の活用のための手引き

(2) 日本語能力  
自己評価ツール  
「にほんごチェック！」

# 「生活Can do」について

## 生活Can do

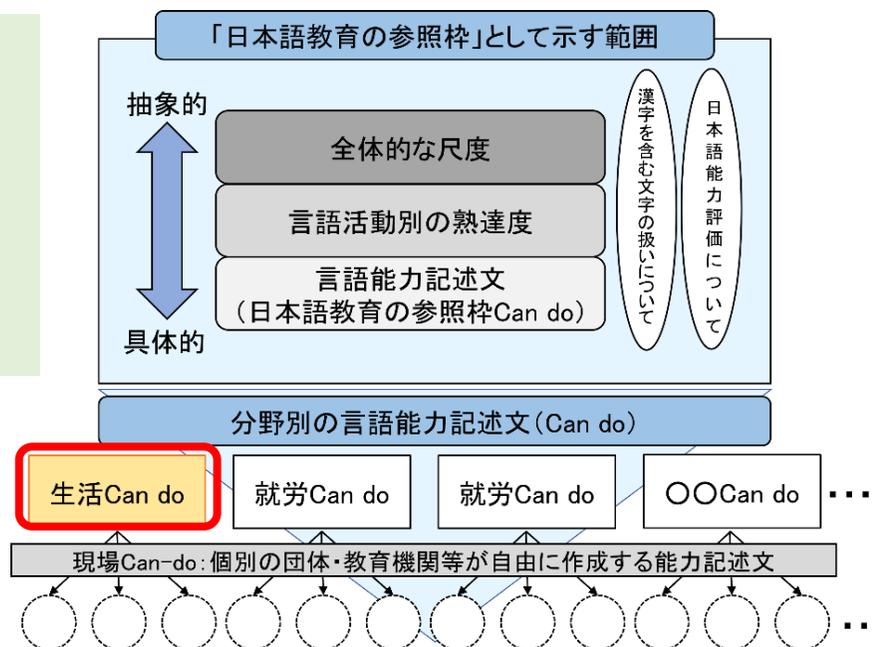
「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、**日本語で行うことが想定される言語活動を例示した**もの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の**言語能力記述文（Can do）**の一つ。

## 対象となる 範囲

「地域における日本語教育の在り方について」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」（p.79参照）

- |           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| 生活上の行為の事例 | I 健康・安全に暮らす   | VI 働く         |
|           | II 住居を確保・維持する | VII 人とかかわる    |
|           | III 消費活動を行う   | VIII 社会の一員となる |
|           | IV 目的地に移動する   | IX 自身を豊かにする   |
|           | V 子育て・教育を行う   | X 情報を収集・発信する  |



## レベル

基礎段階の言語使用者  
(A1、A2) から  
自立した言語使用者  
(B1、一部B2) までを想定

## 言語活動

聞くこと、読むこと、  
話す（やり取り）、  
話す（発表）、書くこと

## 例

<やり取り・A1>店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】

<読むこと・B1>適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】

# 「生活Can do」について

## 「生活Can do」のレベル別「話すこと：自己紹介」の言語活動例

### Ⅷ 社会の一員となる【発表：A1】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

### Ⅶ 人と関わる【発表：A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

### Ⅷ 社会の一員となる【やり取り：B1】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

### Ⅶ 人と関わる【やり取り：B2】

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。



- 地域の日本語教育においては、将来的に、概ねB1以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間は、言語学習経験、基礎学力等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- ICT活用や自立学習との組合せも可能であり、地域日本語教育コーディネーターによるコース設計が必要である。
- 以下の学習時間は、体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

コースの例(1) 学習時間:3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)  
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A1
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	B1
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	

※1単位時間は45分

コースの例(2) 学習時間:3時間(4単位時間)×5日/週15時間(20単位時間)  
1年間 計540時間(720単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 540時間 (720単位時間)	4~6月	9週間:135時間 (180単位時間)	A1
	7~9月	9週間:135時間 (180単位時間)	A2
	10~12月	9週間:135時間 (180単位時間)	B1
	1~3月	9週間:135時間 (180単位時間)	

※1単位時間は45分



にほんごのうりよくじこひょうか  
日本語能力自己評価ツール

## にほんご チェック!

いま にほんご  
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック! <sup>まえ</sup>する前に

右上の言語選択より、  
日本語を含む  
**14言語**が  
選択できます。

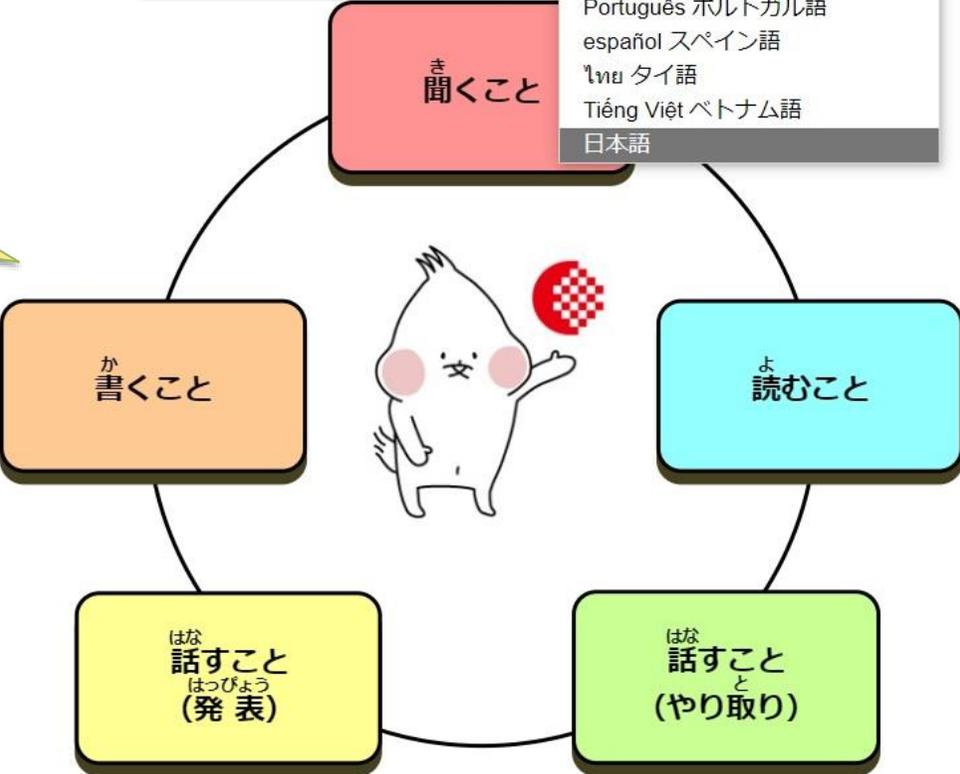
LANGUAGE

日本語

- 简体字 中国語 (簡体字)
- English 英語
- Filipino フィリピン語
- Indonesia インドネシア語
- ខ្មែរ ក្រមួល 語
- 한국어 韓国語
- Монгол モンゴル語
- မြန်မာစာ ၇၇၇၇ မြန်မာ 語
- नेपाली नेपाल語
- Português ポルトガル語
- español スペイン語
- ไทย タイ語
- Tiếng Việt ベトナム語
- 日本語



「日本語教育の参照枠」  
の5つの言語活動ごとに  
日本語能力を自己評価し  
ます。





言語活動ごとのレベルが棒グラフで表示されます。

チェックした全てのCan doの結果が言語活動ごとに表示されます。

げんごかつどう  
**チェック！した言語活動のまとめ**

	A1	A2	B1	B2	C1	C2
き 聞くこと						
よ 読むこと						
はな と 話すこと (やり取り)						
はな はつびょう 話すこと (発表)						
か 書くこと						

き 聞くこと	B2
なが かいわ こうぎ りかい 長い会話や講義を理解することができる。また、もし話題がある ていどみちが はんい ぎろん なか ふくさつ りかい 程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。	
たいてい じじもんだい ばんぐみ わ 大抵のテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。 きょうつうご えいが だいたすう りかい 共通語の映画なら、大多数は理解できる。	
よ 読むこと	C2
ちゅうしょうてき こうそうてき げんごてき ふくさつ たと 抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアル せんもんてきまじ ふんかくさくひん ふんしょう じつじょう けいしき や専門の記事、文学作品の文章など、事実上あらゆる形式で か ことば ようい よ 書かれた言葉を容易に読むことができる。	
はな と 話すこと (やり取り)	B2
りゅう しせん かいわ じゆくたつ にほんごわしゃ 流ちょうに自然に会話をすることができ、熟達した日本語話者 ふつう と と普通にやり取りができる。	
みちが ぶんみやく はいがい ぎろん せつきよくてき まなか じぶん いげん	

き 聞くこと				
Can do	できる	むずが 難しいが、なん とかができる	あまりできない	できない
いみ ちゅういぶか はつおん 意味がとれるように間を長くおきながら、非常にゆっくりと注意深く発音してもらえれば、発話を理解できる。	✓			
どうにん む ていねい はな しじ 当人に向かって、丁寧にゆっくりと話された指示なら理解できる。短い簡単な説明なら理解できる。	✓			
Can do	できる	むずが 難しいが、なん とかができる	あまりできない	できない
もし、はっきりとゆっくりとした発音ならば、具体的な必要性を満たすことが可能な程度に理解できる。	✓			
はつわ はつおん 発話がはっきりとゆっくりとした発音ならば、最も重要な優先事項の領域(例:ごく基本的な個人や物事の地理、仕事、)	✓			
ぎろん で議論 されている話題はおおかりに分かる。	✓			
みじか かんたん 短い、はっきりとした、簡単なメッセージやアナウン	✓			

言語活動ごとにできることが表示されます。



## 第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

「地域日本語教育コーディネーター」や「日本語教師」が日本語教育プログラムを策定する上で参考にするための手引です

12のQ&A  
4つのコラム



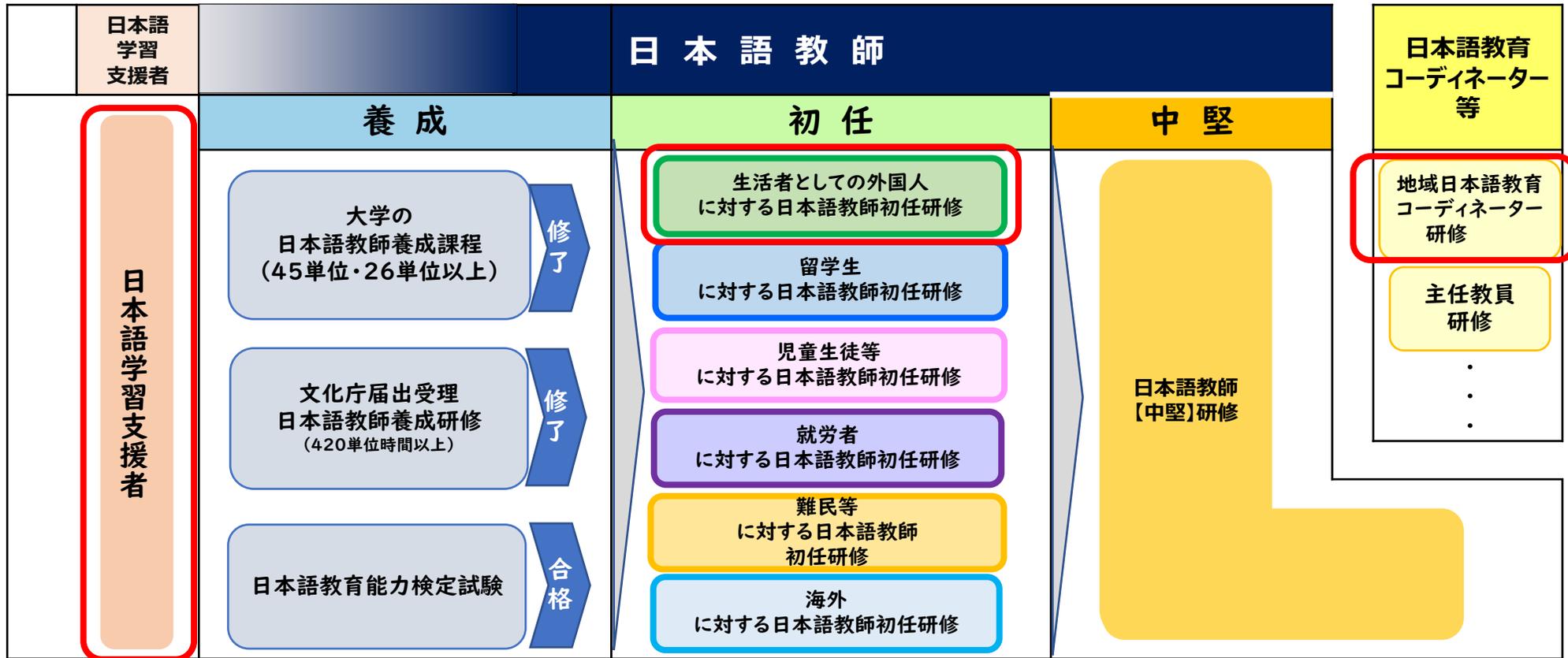
## 第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

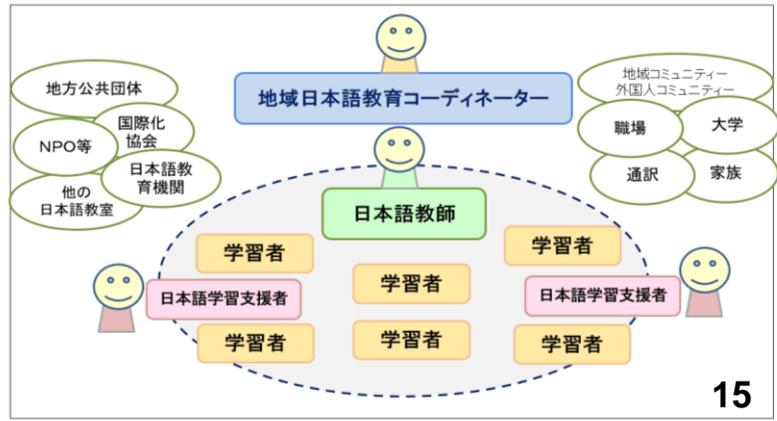
## 第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. **生活**: 地域日本語教育における県の事例
2. **留学**: 法務省告示日本語教育機関の事例
3. **就労**: 定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例





日本語教育人材		受講対象
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上※)を有する者
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者



●日本語教師  
(5~7名:毎回2名)  
有資格者, 教授経験豊富

●日本語学習サポーター(日本語学習支援者)  
地域居住のボランティア日本人住民  
「人材育成研修」の一環として教室に参加  
日本語のモデル発話, ペア練習の相手,  
ロールプレイの見本, レベル差の大きい学習者の補助等  
を行う

●日本語学習者  
地域に居住する  
外国人住民(成人)  
ゼロレベル  
母語は限定しない



●総社市役所職員  
総社市日本語教育事業  
の事務局  
(国際・交流推進係)

●地域日本語教育  
コーディネーター  
岡山大学教授  
(文化庁地域日本語教育  
アドバイザー)

有資格者の日本語教師が指導者となることで日本語教育の「質」を確保し,  
日本語学習サポーターを配置して, 地域の生活情報の提供,  
生きた日本語との接触, 地域住民同士の交流を促進することで,  
日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させる

# 地域の実情に応じた多様な日本語教室の実践

～地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書より～



## 【事例1：オンラインによる日本語教室の開催（宮崎県）】

オンライン化で県域の広さをカバー

「新型コロナ対応」から「恒常的な学習機会の提供」へ

### 概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初対面で計画していた日本語講座初級（県央地域向け）をトライアル的にオンラインで実施。実施地域を全県に拡大。その後、全県向けのオンライン日本語講座初級で基本的な日本語を学び、対面の地域日本語教室で地域住民と交流を通じて生活に必要な表現を学ぶという流れを作る。



地域日本語教室（三股町）

## 【事例2：企業との連携を重視した日本語教室の実施（福岡県）】

企業との連携を重視し、就労者の多い地域特性に適した取組を進める

### 概要

技能実習生等働き手としての外国人が増え、日本語能力等の体制整備が難しいという受入れ事業者側の課題に対し、県では企業と連携し、企業による取組を後方支援する取組を実施。2市をモデル市町村として選定し、県、市、代表企業3社の実務者及び技能実習生に関わる監理団体等による準備会議を開催し、日本語教室の方向性や協議会運営の在り方等を検討した。



総合調整会議の様子

## 【事例3：学校・教育委員会が連携した日本語教室の実施（公益財団法人北九州国際交流協会）】

子供向け日本語教室における学校・教育委員会との連携

### 概要

各学校に少人数に分散して在籍する子供のための居場所づくりを兼ねた日本語教室を設置し、児童生徒に関する学習支援内容や進路相談、家庭状況に関する情報などを教育委員会・学校・教員と連携・共有し、学校外の日本語学習の場である日本語教室における指導に生かしている。



にほんごひろば（黒崎教室）の節分イベント



### 【事例4:夜間中学と連携した日本語教室の実施(神戸市)】

#### 夜間中学校における日本語教育の試み

##### 概要

市内の夜間中学校では日本語教育の専門性を有しない教員が外国人等に日本語を教えており、教員の負担が大きい。夜間中学においては教員免許を求められるため、教員免許を有しない日本語教師の派遣が難しい現状があった。そこで、文化庁事業を活用し、夏休み中に補習という形で課程外で日本語クラスを実施するとともに、併せて教員対象に日本語教育への理解を深める研修を実施。



夜間中学夏期日本語教室

### 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 夜間中学と連携して実施する日本語教育(補助対象事例)



地域日本語教育の課題

学習環境として適切な日本語学習の場所を安定的に確保できない。

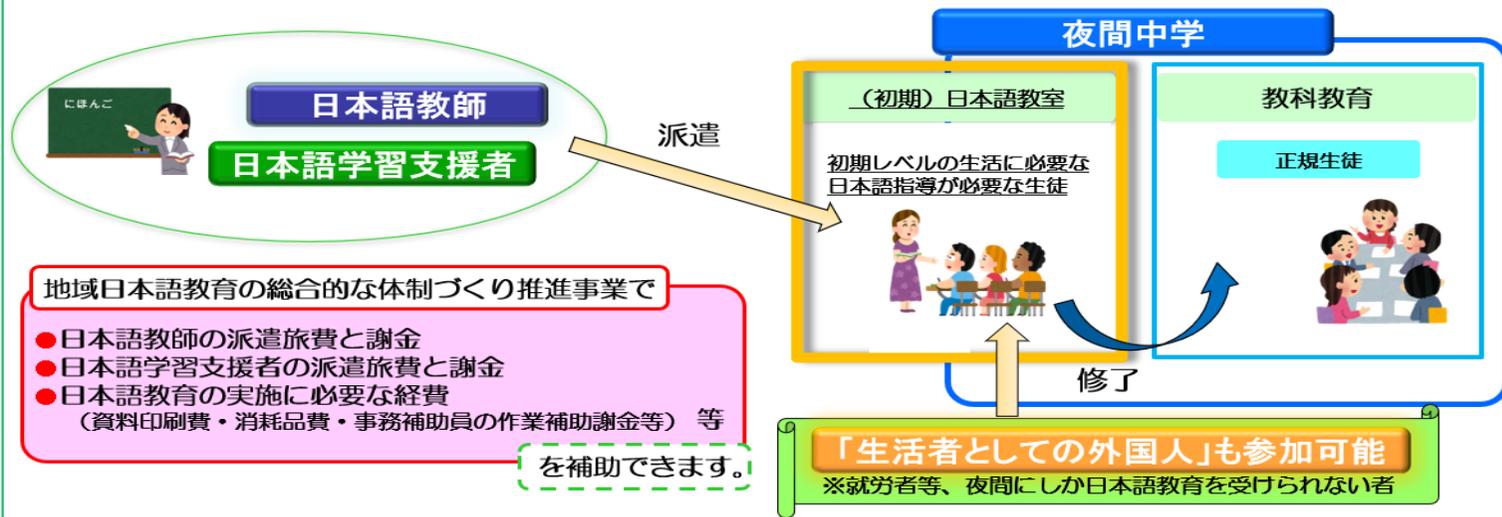
夜間の日本語教室が少ないため、就労者等に対する日本語学習機会が十分でない。

夜間中学の課題

日本語学習を主目的とする夜間中学の入学希望者もあり、学校の体制と入学希望者のニーズに乖離がある

日本語指導ができる日本語教師が配置されているケースが少なく、現場の教員の負担が大きい

双方の課題を改善する取組として、夜間中学の場所を活用して、夜間に、地域にも開かれた(初期)日本語教室を開催



# 参考資料

Japanese Language Education



文化庁 広報誌 **ぶんかる**

キャラクター **ぶんちゃん**

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

- 第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。
- 2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。
  - 3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。
  - 4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。
  - 5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。
  - 6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
  - 7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （連携の強化）

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4～5 略

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 略



（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

## 第四章 日本語教育推進会議等

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

### 3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

## 第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

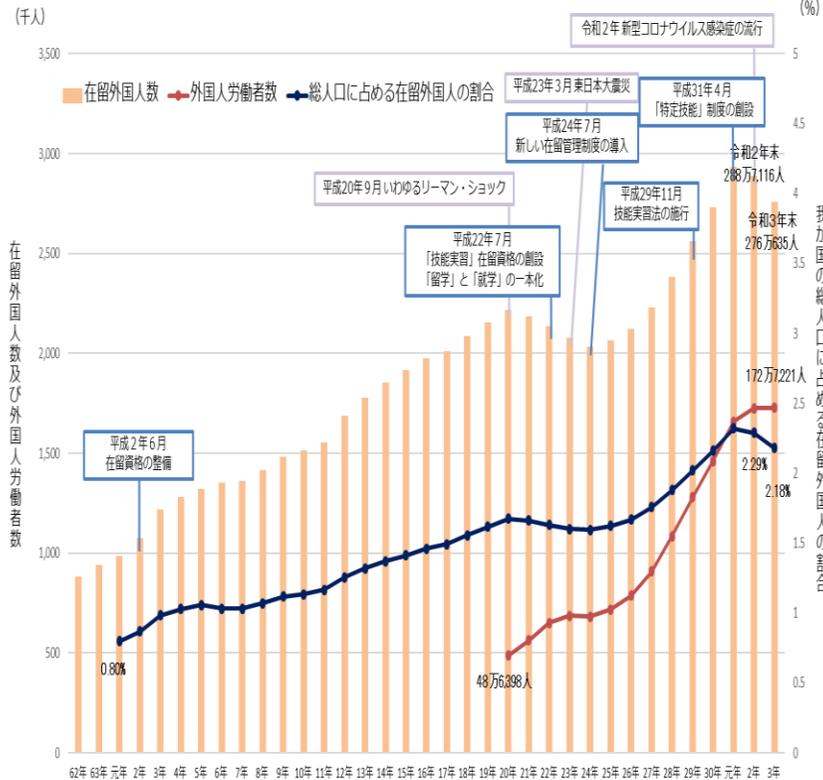


外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

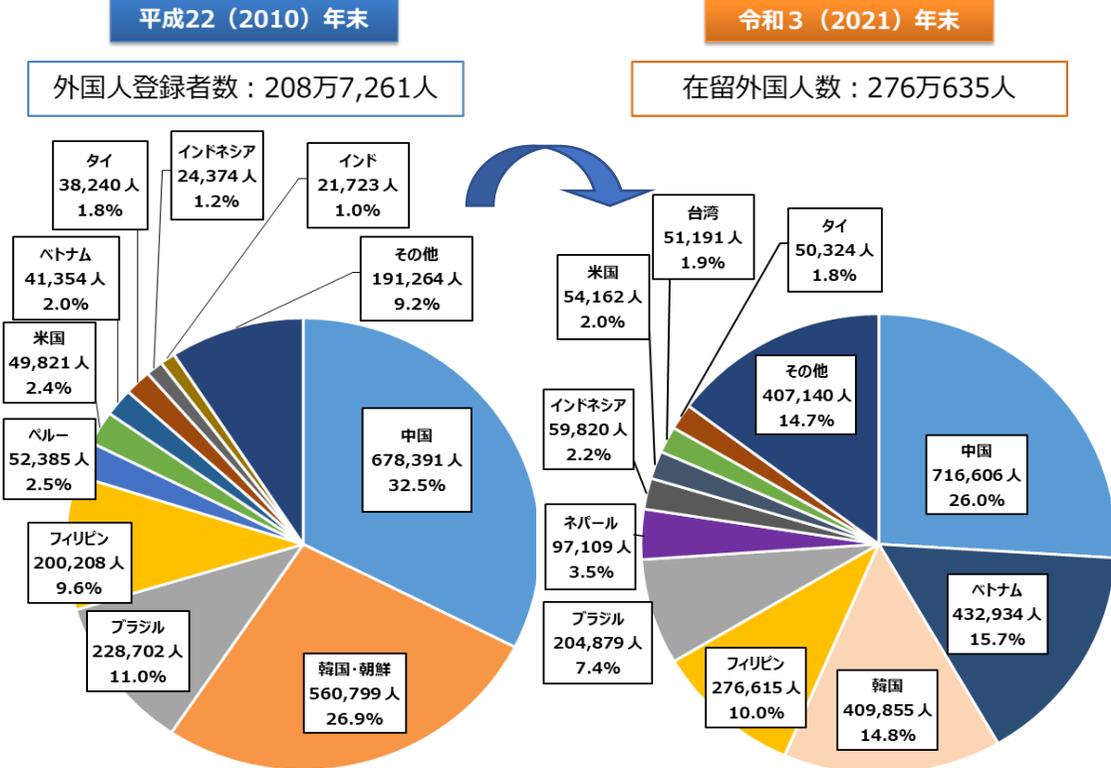
## 1 基本的な考え方

### 外国人の在留状況

#### ◎ 在留外国人の増加



#### ◎ 出身国籍・地域の多様化



#### 共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 (H18.12.25)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018 (骨太の方針)」 (H30.6.15)
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置 (H30.7.24)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (H30.12.25、以後3回改訂)

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

↓

**目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定**

## 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 3 取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)

### 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

### 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

### 4 共生社会の基盤整備に向けた取組



## 4 重点事項に係る主な取組

### ☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

### ☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

## 5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示